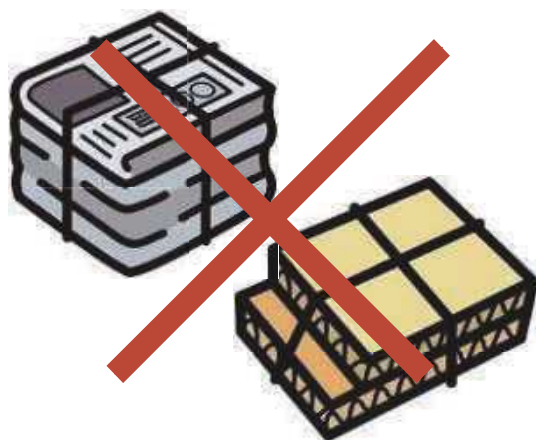


ごみ置場などから 資源物を持ち去る行為は



紙類



缶



小型家電製品



金属製ごみ

2023年4月1日から 禁止されています

市民の生活環境をまもり、廃棄物を適正に処理するため、条例が改正され、
資源物の持ち去り行為が**禁止**されました。

違反者に対しては、**20万円**以下の罰金が科せられることがあります。

業務課へのメールはこちら

尼崎市 経済環境局 環境部 業務課

TEL : 06-6409-6833

